

## 第6次環境保全協議会からの提言への取組み

提言	実施中の取組み	今後の対応予定	担当部局
<p><b>提言1 町内会活動との連携を図り、環境教育を促進するための人的ネットワークを構築する。</b></p> <p>・町内会からの推薦による地域環境コーディネーターを認証し、それらを支援するための制度を設ける。</p>	<p>市民団体や町内会、学校などが行う環境活動や学習会へ環境に関する専門家を派遣する環境保全アドバイザー事業や、環境活動への助言や解説を行う人材を公募・育成し環境教育リーダーとして派遣する事業を実施し、地域における環境活動を推進している。</p> <p>単位町内会及び連合町内会から選出されたクリーンさっぽろ衛生推進員が各区でごみステーションの管理など地域の環境美化の推進やエコライフ活動の実践・啓発の中心となって活動している。 札幌市は、クリーンさっぽろ衛生推進員が各区で組織しているクリーンさっぽろ衛生推進協議会に対して補助金を交付し、支援している。</p>	<p>環境保全アドバイザー・環境教育リーダー制度については、札幌市環境プラザで運用しているが、ホームページなどで制度のさらなる周知を行い、地域活動との連携を図っていく。</p> <p>ごみステーション問題など地域環境美化の推進については、地域だけで解決することは難しく、行政と協働した取組みが必要である。 このことから、クリーンさっぽろ衛生推進協議会に対して補助金を交付するとともに、「さっぽろごみバト隊」による地域のごみステーション管理に係る支援を行っていく。</p>	<p>環境局環境都市推進部推進課</p> <p>環境局環境事業部業務課</p>
<p>・全市的な情報交流を図り協働意欲を高揚するために、地域環境問題懇話会を設立する。</p>	<p>町内会等の地域における活動を全市的に情報交流できる取り組みは、現在行っていない。</p> <p>クリーンさっぽろ衛生協議会は各区ごとに毎年研修会を開催しており、また、年1回の全市研修会を開催し環境問題に係る講演受講や意見交換を行っている。</p>	<p>町内会等の活動を発表できる場を設け、全市的に情報交流し、各地域での活動状況を把握できるような取り組みを今後検討していきたい。</p> <p>全市の情報交流を図れるよう、研修会の内容を工夫していく。</p>	<p>環境局環境都市推進部推進課</p> <p>環境局環境事業部業務課</p>
<p>・新たなコミュニティづくりと連動した形で、環境保全活動を展開するための環境にやさしいまちづくりを全市的に広めていく。</p>	<p>各区が設立・運営を支援している「まちづくり協議会」の中には、「環境保全」を活動テーマに設定したり、「環境部会」を設置して取組みを行っている地域がある。 例えば、西区では、町内会、企業、学校をメンバーとし、区民が自由に参加することができる「地球に優しいまちづくりを進める西区民会議」を組織している。この会議では、エコライフの実践を呼びかけるイベント「キャンドルナイトin琴似」など、地域での環境活動を推進している。</p>	<p>引き続き、「環境」をテーマとした地域のまちづくり活動や「まちづくり協議会」の取組みが広まるよう、まちづくりセンター等を通じて支援をしていきたい。</p>	<p>環境局環境都市推進部推進課</p>

## 第6次環境保全協議会からの提言への取組み

提言	実施中の取組み	今後の対応予定	担当部局
<p>・地域における活動を促進するため、町内会や環境関連団体に環境保全実践プロジェクトを委託する。</p>	<p>平成16年度から平成19年度まで、西区を「環境モデル区」とし、環境に配慮した行動を啓発するなど、地域と密着した取組を推進した。</p> <p>また、同じく平成16年度から平成19年度まで、「市民環境提案事業」として、CO2削減を目指す取組を広く市民等に啓発する事業提案を募集し、優秀提案を委託により実施していた。</p> <p>中央区では、町内会等にプロジェクトの委託は行っていないが、地域における環境美化・整備活動や、環境保全意識の向上を促進する事業について、地域課題の解決、地域の活性化等を図るものとして助成、活動支援を行っているところである。</p> <p>・「AMAサポーターズ倶楽部」を中心に、地域由来の植物であるアマとホップを生かしたまちづくりを進める「アマとホップのフラワーロード」構想の一環として、花壇の整備や案内サインの製作を行い、地域の美化及び地域の連携・連帯の促進を図った。また、6月には当該構想を広く周知し、さらなる推進を目指して「アマ&amp;ホップフェスティバル」を開催した。</p> <p>・6月に北光地区及び丘珠地区で「クリーンウォーキング」を実施し、ゴミのないまちづくりの推進を啓発した。</p> <p>地域で取り組む環境保全活動の一環として「とよひらHANA-LAND事業」を実施しており、委託の手法ではないが、町内会・学校・商店街で組織する推進協議会を設置して地域の植花活動を企画・推進しており、区では地域の連帯・環境意識の向上を目的として花苗などの支援を行っている。</p>	<p>「環境モデル区」については、区としての事業として定着が図られたことから、また、「市民環境提案事業」については、市民団体や企業による自発的な活動が増えたことから、平成19年度をもって終了した。</p> <p>地域における活動の促進については、今後も検討を行っていききたい。</p> <p>中央区としては、まちづくりを進めていくうえで、環境への配慮は重要であるとの認識のもと、環境美化事業「中央区道路アダプト制度」などに積極的に取り組んでいるところである。</p> <p>提案のプロジェクトについては、地域が取り組むべき課題として実施したいとの強い要望があれば、環境局などの関係部局と協働しながら、区としての関わり方について検討していきたいと考えている。</p> <p>・平成20年度に引き続き、「アマとホップのフラワーロード」の整備・更新を行っていき、イベント等を通して活動を広く周知していく。</p> <p>・クリーンウォーキングについても平成20年度同様に実施していく予定である。</p> <p>今後も継続予定</p>	<p>環境局環境都市推進部推進課</p> <p>中央区市民部地域振興課</p> <p>東区市民部地域振興課</p> <p>豊平区市民部地域振興課</p>

## 第6次環境保全協議会からの提言への取組み

提言	実施中の取組み	今後の対応予定	担当部局
	<p>西区では、環境に配慮したまちづくりを進めるための推進体として、町内会、学校、企業と行政が一体となり、平成16年5月に「地球優しいまちづくりを進める西区民会議」を立ち上げ、環境に関する情報の提供や学習機会の創出、各種環境活動の実践と普及などに取り組んでいる。</p> <p>平成17年度からは、より地域に根ざした環境活動へと結びつけるため、「地区別部会」を設立し、現在、西町・西野地区の「美味しいエコフェスタ実行委員会」、琴似・二十四軒・二十四軒東地区の「キャンドルナイトin琴似二十四軒実行委員会」などが活動を継続している。</p> <p>また、平成19年度からは、西区民会議において多岐にわたる環境活動分野を一元的に展開する手法を見直し、これまでの西区民会議（本会議）に加え、それぞれの活動分野に細分化した機動性のある実践推進体「テーマ部会」を組織し、「こども・自然環境部会」「エコライフ・リサイクル部会」「広報部会」を中心に、助成金を活用した環境保全活動の企画立案・実践をしている。</p>	<p>今後も引き続き、「地球に優しいまちづくりを進める西区民会議」や「地区別部会」など環境活動に取り組む団体へ、まちづくり活動団体助成金等を通じた支援を行い、各活動分野や地域特性を活かした環境活動の実践・促進を図る。</p>	<p>西区市民部地域振興課</p>
<p><b>提言2 家庭で簡便に取り組める効果的な環境学習プログラムを作成し、その活動の成果を評価できる仕組みをつくるなど、家庭や地域社会に根ざした環境学習を推進する。</b></p> <p>・親子で取り組む環境保全活動を促進するため、簡便な環境学習指導マニュアルを作り、普及させるしくみを創る。</p>	<p>平成19年に改定した「札幌市環境教育基本方針」に基づき、学校や地域・家庭・職場での環境教育を効果的に行うための手引きとして「札幌市環境教育プログラム」を策定し、ホームページで公開している。</p>	<p>「札幌市環境教育プログラム」における実践事例や内容について検討を行い、より利便性を高めるため改定を行っていく予定。</p>	<p>環境局環境都市推進部推進課</p>
<p>・親子で取り組む環境活動を推奨し、その実践発表の場を設ける。</p>	<p>親子で取り組む環境活動を発表するための事業は、現在は行っていない。</p>	<p>「札幌市環境教育プログラム」の周知とともに、実践事例等を発表できる取り組みを今後検討していきたい。</p>	<p>環境局環境都市推進部推進課</p>
<p>・身近にある町の公園を環境に優しいエコパークとして整備し、地域の環境活動の拠点として活用を図る。</p>	<p>エドウィン・ダン記念公園と記念館では市民団体が札幌市公園ボランティア制度に登録し、多様な催しを実施して、地域の活性化を図りながら管理・運営を行っている。また、市民の方々が主体となり「公園まなびのヒント講座」や「落ち葉のリサイクル講座」を開催し、公園の活用、地域の交流、環境教育、プレイリーダーの発掘・支援などを行っている。</p>	<p>公園整備に際して、既存樹木の保全や生態系の維持など市民が自然の息吹を感じ、ふれあう施設を導入していく。公園における利活用の仕組みについては、地域の状況に合わせて取り組んでいく。</p>	<p>環境局みどりの推進部みどりの推進課</p>
<p>・家庭や町内会等の環境活動の取り組みを評価するため、目標を設定し、優れた実践活動を表彰する環境活動顕彰制度をつくる。</p>	<p>環境局が事務局を担う「クリーンさっぽろ衛生推進協議会」にて、クリーンさっぽろの実現に向けた地域活動の功績を称え、個人や町内会の表彰を行っている。</p>	<p>引き続き、表彰を行っていくとともに、優れた環境活動を紹介していきたい。</p>	<p>環境局環境都市推進部推進課</p>

## 第6次環境保全協議会からの提言への取組み

提言	実施中の取組み	今後の対応予定	担当部局
<p><b>提言3 企業や環境活動団体と連携し、家庭や地域社会と連動した啓発活動を展開する。</b></p> <p>・展示やワークショップ、環境グッズづくりなどの少年・少女のための環境イベントを開催する。また、既存の環境イベントに対して公共施設の提供や事業の運営を積極的に支援する。</p>	<p>企業及び公共の環境関連施設をクリーンエネルギーを利用したバスで巡る、少年・少女を対象としたバスツアーを、企業と連携して行っている。</p>	<p>今後も引き続き、効果的に環境教育への「機会づくり・場づくり」のため、支援を行う。</p>	<p>環境局環境都市推進部推進課</p>
<p>・家庭から見た環境問題や町内会の環境活動を取り上げるなど、地域に根ざした活動を継続的に紹介するホームページを作成するとともに、様々な環境活動の開催情報が効果的に広報されるよう支援する。</p>	<p>環境活動を行っている市民団体や環境イベントの紹介については、情報紙「えこぼろ」に掲載している。情報紙「えこぼろ」はホームページでも閲覧することができる。また、環境イベント情報は、ホームページを随時更新している。また、環境プラザのホームページにて、環境活動団体の紹介を行っている。</p>	<p>引き続き、地域の環境活動や環境イベントに関する情報提供に努めていきたい。</p>	<p>環境局環境都市推進部推進課</p>
<p>・市の広報に地域の環境活動を積極的に掲載するとともに、町内会館等に優れた環境保全活動を紹介するための巡回パネル展示を開設する。</p>	<p>「広報さっぽろ」では、環境に関する特集を組むなどして、環境活動についての情報提供を行っている。また、「ごみ減量実践活動ネットワーク(さっぽろスリムネット)」にて、フォーラムを開催し、地域でのごみ減量の取組を紹介している。</p>	<p>引き続き、地域の環境活動に関する情報提供に努めていきたい。</p>	<p>環境局環境都市推進部推進課</p>
<p>・家庭における実践活動を促すため、環境活動団体や地域住民、学生の協力を得て、環境にかかわる体験、講話などを取り入れた、青少年向けの「環境学習」を町内会単位で開催できるよう支援する。</p>	<p>町内会単位で取り組める「環境学習」の場作りへの取組みについては現在行っていないが、地域での環境学習を支援するための環境保全アドバイザー・環境教育リーダー制度を設けている。</p>	<p>現在行っている環境関連施設バスツアーについて、町内会等の地域団体を対象とした連携事業も検討していきたい。</p>	<p>環境局環境都市推進部推進課</p>
<p><b>提言4 移動手段のワイズユースを進め、交通面での環境負荷を低減する。</b></p> <p>・交通手段の中での自転車のあり方を明確にし、活用に向けた取組みを進める(都心部におけるマナー啓発・駐輪場整備、郊外地下鉄駅でのレンタサイクル実施、環境+健康づくりの観点から自転車利用啓発を行なう、等)。</p>	<p>(仮称)自転車利用総合計画の策定に向け、平成19年度に市政世論調査で自転車に対する意識調査を実施した。</p>	<p>都心部だけでなく、札幌市全体でも自転車利用が増加している状況を踏まえ、自転車の交通モードとしての位置づけや、駐輪場の整備、走行空間の確保、安全走行マナー等、今後の自転車についての札幌市の考え方を整理するため(仮称)自転車利用総合計画の策定を平成21年に予定しており、自転車のあり方や、活用の考え方も一定の整理を行う予定である。</p>	<p>市民まちづくり局都心まちづくり推進室 都心まちづくり課 市民まちづくり局総合交通計画部交通施設担当課</p>

## 第6次環境保全協議会からの提言への取組み

提言	実施中の取組み	今後の対応予定	担当部局
<p>・カーシェアリングの普及をさらに進める（パークアンドライド駐車場等を活用し、特に都心部の企業等による利用を促進、他の交通機関との連携についての検討、等）。</p>	<p>既存パークアンドライド駐車場の利用実態等を踏まえた、新たな基本計画を策定する予定であり、その中でカーシェアリングとの連携についても整理していきたいと考えている。</p>	<p>パークアンドライド駐車場の整備目的は、公共交通の利用促進と自動車の都心流入抑制であり、特にバス交通利用を促進する観点から基本計画を策定することが重要となっている。カーシェアリングとの連携についても、同様の観点から整理することが求められる。</p>	<p>市民まちづくり局総合交通計画部交通施設担当課</p>
	<p>特になし</p>	<p>交通局では二十四軒駐車場をパークアンドライド駐車場として所管しておりますが、その駐車場をカーシェアリングのステーションとして使用したいとの申出があれば、前向きに検討することとしたい。</p>	<p>交通局事業管理部経営企画課</p>
	<p>現在までに実施中の取組みはない。</p>	<p>未定</p>	<p>市民まちづくり局情報化推進部IT推進課</p>
<p>・公共交通へのシフトをうながす経済的手段の検討を行なう（ICカードを利用した商店街等と連携したポイントシステム、地域の足としてのデマンド型交通システムなどの検討、等）</p>	<p>公共交通の活性化と地域の利便性の向上に資する共通ICカードの導入を目指し、札幌市とバス事業者が共同で札幌ICカード協議会を平成19年11月に設立した。平成21年1月30日から市営地下鉄で導入するICカード乗車券SAPICA（サピカ）は、協議会が事業主体となり進めているICカードであり、バスや市電との共通利用を目指して検討をしている。</p>	<p>サピカをより便利な地域カードとして広めていくため、商業サービスとの連携の可能性について地元事業者などと検討をしていく。</p>	<p>交通局事業管理部経営企画課 市民まちづくり局情報化推進部IT推進課</p>
	<p>環境省が展開するポイントシステムのモデル事業である「エコ・アクション・ポイント」と連携し、その普及を図っている。同事業は参加企業からエコ商品を買うなどして貯めたポイントを環境にやさしい商品やサービスと交換できるもので、札幌市内共通乗車カード「ウイズユーカード」との交換もできるものである。</p>	<p>引き続き、「エコアクション・ポイント」など、エコライフ実践に向けての普及啓発を行っていきたい。</p>	<p>環境局環境都市推進部推進課</p>
	<p>現在実施している取組みはなし。</p>	<p>燃料費などの大幅な値上がりや利用者の減少など、バス事業者を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあることから、今後は、バスの適正運行について地域、バス事業者、札幌市の3者により、協議する場を設けることとしている。将来的には、その中で多様な交通手段についても検討していく予定。</p>	<p>市民まちづくり局総合交通計画部交通企画課</p>

## 第6次環境保全協議会からの提言への取組み

提言	実施中の取組み	今後の対応予定	担当部局
<p><b>提言5 省エネルギー政策の推進により「共生に向けた新しい暮らし」を創造する。</b></p> <p>・札幌市民の「共生に向けた新しい暮らし」のモデルを提示する。このために住居での暮らしに関する市民意識調査を実施する。</p>	<p>今後の施策展開の参考とするため「平成20年度 市政世論調査」において「環境にやさしいまちづくり」をテーマに、地球温暖化への関心やエコライフの実践度など意識調査を行った。</p> <p>また、札幌市では、市民の環境保全に関する意識や取組み等を把握するため、環境モニターアンケート調査を実施しており、住居での暮らしに関する市民意識調査を実施している。</p>	<p>今後も引き続き、環境モニターアンケート調査を実施して市民の環境保全に関する意識や取組み等を把握し、調査結果を踏まえ、エコライフの推進へ向けた施策を行っていききたい。</p>	<p>環境局環境都市推進部推進課</p>
<p>・新築住宅並びに中古住宅の超省エネルギー住宅「札幌エコハウス」のモデル住宅を公募し、モニターによる生活体験を通して、エネルギー使用量削減効果の検証を行い、「共生に向けた新しい暮らし」の超省エネ具策を市民へ発信する。</p>	<p>「札幌エコハウス」のモデル住宅を公募を行い、超省エネを行う具策を展開する取組みは、現在はない。</p> <p>ご提案の内容で実施している取組みはない。</p>	<p>未定</p> <p>札幌市の気候特性にふさわしい環境共生型住宅の普及は重要な課題と考えているが、これは本市のみならず積雪寒冷地共通の課題でもあることから、今後も北海道などと連携を図り、技術や事例等の効果的な情報提供に努めていきたいと考えている。</p>	<p>環境局環境都市推進部エネルギー対策課</p> <p>都市局市街地整備部住宅課</p>
<p>・札幌市で発行している「エコとくガイド」を、「共生に向けた新しい暮らし」のモデルを基に再編して、住居生活編として発行する。</p>	<p>平成16年度に市民がエコライフを実践する際の行動マニュアルとして「エコとくガイド」を作成し、出前講座など各種イベント開催時などに配布、啓発を行っている。</p>	<p>最新のデータへ修正するとともに、さらにわかりやすい内容となるように改定を行う。</p>	<p>環境局環境都市推進部推進課</p>
<p>・排雪・輸送エネルギーを削減するため、下水道熱エネルギーを利用した住生活での原位置における融雪処理を推進する。又、居住地において、自己所有地を開放して路面排雪を受け入れる市民を奨励し、固定資産税の減免などの制度を策定する。</p>	<p>現在までに実施中の取組みはありません。</p>	<p>下水道では、「雪対策基本計画」に基づき、環境に配慮した雪対策施設である流雪溝や融雪槽などの整備を進めるとともに、地域の雪は地域で処理することを目的に、公園などのオープンスペースに雪を一時堆積し、近接した既設下水道幹線に投雪口を設置し、雪を徐々に融かしてゆく、地域密着型雪処理施設の整備を進めている。</p> <p>平成19年度末では、流雪溝(送水施設)が6施設、融雪槽が3施設、融雪管が2施設、下水道管投雪施設が3施設、地域密着型雪処理施設が3施設の併せて17施設が供用され、その年間計画融雪量は約235万m<sup>3</sup>に至っている。これは、全市における公共排雪量(約1,100万m<sup>3</sup>、過去10年平均値)の21.3%に及ぶもので、下水道による雪対策は本市の雪対策において重要な役割を担うものとなっている。</p> <p>なお、提案の下水道末端のオンサイト型雪処理施設については、下水量が少なく十分な熱エネルギーを得ることが出来ず、また、埋設されている下水管の直径が平均20~30cm程度の小口径であり、雪による詰まりが懸念されることから、実現性は難しいと考えている。</p>	<p>建設局下水道河川部下水道計画課</p>

## 第6次環境保全協議会からの提言への取組み

提言	実施中の取組み	今後の対応予定	担当部局
	<p>本市では、平成5年度より環境に配慮した雪対策施設として、下水処理水や未処理下水などの未利用エネルギーを利用した「流雪溝」「融雪槽」などの整備を進めている。</p> <p>これまで、流雪溝は7箇所（河川水利用1箇所・下水処理水利用6箇所）、融雪槽などは11箇所まで整備を終え、これによる処理能力は約237万?であり、公共排雪量（約1,100万?：H10～19の10ヵ年実績平均）の21.5%を処理している。</p> <p>一方、現在整備中の施設としては、22年度供用開始予定の新琴似北流雪溝（下水処理水利用）があり、また、今後の整備予定施設としては、25年度からの供用を予定している豊平川融雪管（豊平川雨水貯留管の冬期有効利用）がある。</p> <p>また、自己の敷地内に融雪機やロードヒーティングを設置して雪処理を行う市民を対象に、その施設の設置に係る資金の融資を斡旋する制度を平成6年度より設けている。</p>	<p>各家庭の排水管や住宅地の下水道管に直接雪を投入して利用することは、当該管の径が小さく、雪塊による閉塞が懸念され、下水道本来の機能を損なうおそれがあることから実現性は低いと考える。</p> <p>近年、下水道熱にこだわらず、家庭の排熱を利用した融雪システムを備えた住宅が現れていることから、今後は今まで以上に産学官が連携を取りあって、有効な原位置融雪システムの研究を進めてまいりたい。</p> <p>地域の雪を地域で処理することにより、輸送エネルギーやコストの削減が期待できることから、公園などの公共用地を雪置き場として利用する試みを実施している。その利点や課題などを調査・検討している段階であることから、ご提言にあるような民間所有地を活用するための制度を策定する段階には達していないと考える。</p>	<p>建設局管理部雪対策室計画課</p>
	<p>路面排雪の受け入れに係る減免措置は行っていません。</p>	<p>排雪の受け入れは一時的であって、年間を通して排雪置場として利用されるものではなく、専ら公益のために使用するものとはいえないことから、減免対象にはならないと考えます。</p>	<p>財政局税政部固定資産税担当課</p>
<p><b>提言6 多様な道路緑化の実現に向けて、街路樹のさらなる向上を目指す。</b></p> <p>・街路樹の良好な成長の実現 植栽空間確保のため、電線の地中化について、特に今後の新興住宅地で義務づける条例の制定を検討する。</p>	<p>本市では、安全で円滑な道路交通の確保、都市景観の整備等の観点から、国や電線管理者等の関係者間の協力のもと、昭和61年度より4期に亘る電線類の地中化計画に基づき、無電柱化を実施してきた。さらに平成16年度から平成20年度までの5ヶ年に亘る第5期計画（無電柱化推進計画）に基づき電線共同溝等の整備を進め、これまでに延長約75kmの地下埋設化を実施している。</p> <p>今後の新興住宅地で電線の地中化を義務付ける条例の制定については、現在、本市では、具体的な検討は行っていません。</p>	<p>今後も無電柱化を進めていくが、現計画である第5期計画が平成20年度に終了することから、国、北海道、電線管理者等で構成する北海道電線類地中化協議会において策定予定の次期計画（平成21年度から平成25年度）に基づいて、地下埋設化を進めていく。</p> <p>未定</p>	<p>建設局土木部業務課 建設局管理部道路管理課</p> <p>（事務局： 環境局環境都市推進部推進課）</p>
<p>・街路樹の良好な成長の実現 空間に即した樹種の選定のため、歩道幅員・車道幅員と街路樹の大きさとのバランスや、樹種の選択（風害、病虫害、材の強弱等）等の適正化を図る。</p>	<p>平成15年度に作成した街路樹維持管理マニュアルにおいて、車道や歩道の建築限界・民地境界・電線類（特に高圧線）などにより生育空間を限定される中で可能な限り樹冠を大きくすることを基本として剪定するように定めている。</p> <p>また36種類の街路樹特性リストを作成し、植栽地の環境に適合する樹種を選択するように努めている。</p>	<p>緑豊かな札幌の街を形成することを目的に、市内の主要な67路線について街路樹の樹種を決めた配植プランを定めており、補植等の必要が生じた場合はこのプランに基づき植樹を行っていく。</p> <p>他の路線についても街路樹特性リストを基にしながら樹種を選択を行っていく。</p>	<p>環境局みどりの推進部みどりの管理課</p>

## 第6次環境保全協議会からの提言への取組み

提言	実施中の取組み	今後の対応予定	担当部局
<p>・造園緑花道路の創出 常緑樹・落葉樹または高木・中低木など樹種の多様化を図る。</p>	<p>広幅員の緑地帯が確保される道路においては、これまでも常緑樹・落葉樹、高木・中低木を取り混ぜた植栽を行っている。 また、現在実施している主要幹線道路グリーンアップ作戦では中央分離帯に常緑樹や低木も植栽し道路景観の向上に努めている。</p>	<p>今後も十分な広さの取れる緑地帯等においては多様な樹種の植栽に努めていく。</p>	<p>環境局みどりの推進部みどりの管理課</p>
<p>・造園緑花道路の創出 市と関係する業界団体との間で、話し合いの場を設置し、植栽の共同研究を実施し、研究結果を共有する等、連携の確保を図る。</p>	<p>街路樹剪定業務の安全パトロールや街路樹剪定講習会などにおいて、業界団体と連携しながら話し合いの場を設けてきている。</p>	<p>今後も業界団体との連携を深めながら、共同で実施可能な内容について検討していく。</p>	<p>環境局みどりの推進部みどりの管理課</p>
<p>・実情にあった街路樹の管理樹形目標の設定と管理の実施 地域住民と街路樹管理者等の役割を決め、市民と行政との協業管理制度を作る。</p>	<p>道路景観の美化、地域緑化の普及・啓発を目的として、地元町内会等に花苗を配布し、歩道の植樹柵や植樹帯に植えてもらう歩道美化事業を実施している</p>	<p>街路樹管理への直接的な住民参加は難しいため、今後も植樹柵への花植え等の間接的な部分で地域住民の協力を得ながら、街路樹の管理を行っていく。</p>	<p>環境局みどりの推進部みどりの管理課</p>
<p>・実情にあった街路樹の管理樹形目標の設定と管理の実施 街路樹管理者の情報、近隣街路樹の選定・剪定について、町内会等を活用した周辺住民の情報共有化を図り、さらに進んで周辺住民の意見のすくい上げや、区や市に街路樹管理協議会を設置するなど、住民との共同管理を推進する。その際、行政・街路樹管理者と周辺住民とのパイプ役である緑の愛護員を活用する。</p>	<p>街路樹の剪定にあたってはできる限り町内会の要望を受け入れるようにしており、また、緑の愛護員の方には街路樹の損傷等に関する通報をお願いしている。</p>	<p>街路樹管理協議会等の設置については予定していないが、街路樹に関する様々な問題を解決していくためにも町内会等との連携は欠かせないものであり、今後も地域住民の意見を取り入れながら維持管理を行っていく。</p>	<p>環境局みどりの推進部みどりの管理課</p>
<p>・実情にあった街路樹の管理樹形目標の設定と管理の実施 適切な剪定の時期・剪定の程度等のルールを策定する。また、剪定に際しては周辺住民への説明を行うなど、情報提供の機会を設ける。</p>	<p>街路樹の剪定については維持管理マニュアルにおいて、樹木の健全な生育を確保し、限定された都市空間との調和を図り、樹種特性を活かした樹形づくりをするための方法や、剪定の頻度や時期についての概ねの基準等が定められている。</p>	<p>維持管理マニュアルについては随時その内容を見直しながら、充実した内容へと作り変えていくこととしている。 また、管理作業等に関する情報提供についても、より効果的な方法等について検討しながら積極的に進めていく。</p>	<p>環境局みどりの推進部みどりの管理課</p>



## 第6次環境保全協議会からの提言への取組み

提言	実施中の取組み	今後の対応予定	担当部局
<p><b>提言7 生ごみ・紙ごみ・プラスチックごみの減量</b></p> <p>・紙ごみについて 紙を丸めなくて、新聞、雑誌、ダンボールは資源回収にできるだけ出すようPRする。</p>	<p>集団資源回収の未実施地区の解消に向け、それぞれの地域特性の分析作業などを進めている。また、収集場所や日時がわからない市民からの問合せに即座に対応できる仕組みづくりを進めている。</p>	<p>未実施地区の地域特性を踏まえながら、集団資源回収への参加を呼びかける。また、新しいごみ排出ルールの説明会の場でも、制度のPRをしていく。</p>	<p>環境局環境事業部ごみ減量推進課</p>
<p>・紙ごみについて 雑がみも資源ととらえ、分別回収を行う。将来的には資源回収業者での回収に移行する。</p>	<p>雑がみ分別収集モデル実験を実施した。</p>	<p>モデル実験の結果等を参考にしながら、全市実施に向けた諸課題の整理を行う。</p>	<p>環境局環境事業部ごみ減量推進課</p>
<p>・生ごみについて 発生・排出抑制を促進する。(広報さっぽろ、ホームページ、ごみ分けガイド等を活用する)</p>	<p>生ごみの発生抑制については、出前講座やイベント等の場を活用して普及啓発を行っている。また、平成3年度より毎年発行している啓発冊子「さっぽろGOMIマガジン」にて、生ごみを含め、発生抑制の重要性や手法などを、実践に結びつくように具体的アイデアで紹介した。</p>	<p>今後も生ごみの発生・発生抑制について、出前講座、イベント、「さっぽろGOMIマガジン」等により啓発していく。</p>	<p>環境局環境事業部ごみ減量推進課</p>
<p>・生ごみについて 水切りの徹底と乾燥の重要性を啓発する。(広報さっぽろ、ホームページ、ごみ分けガイド等を活用する)</p>	<p>生ごみの水切りの重要性については、前述の「さっぽろGOMIマガジン」のほか、平成17年度より発行している生ごみハンドブック「はじめよう！生ごみリサイクル」でも言及している。</p>	<p>今後も生ごみの水切りの重要性について、「さっぽろGOMIマガジン」、「はじめよう！生ごみリサイクル」等により啓発していく。</p>	<p>環境局環境事業部ごみ減量推進課</p>

## 第6次環境保全協議会からの提言への取組み

提言	実施中の取組み	今後の対応予定	担当部局
<p>・生ごみについて 堆肥化器材の購入助成制度を継続する。</p>	<p>生ごみの減量・資源化を促進するため、様々な住環境の市民が生ごみの堆肥化・減量化に取り組めるよう、3種類の生ごみ堆肥化機器・機材の購入助成を実施している。 (1)電動等生ごみ処理機器購入助成 電動生ごみ処理機を購入した市民に対し、税抜価格の半額、20,000円までを助成（平成17年度開始、平成20年度は200人募集） (2)コンポスター等生ごみ処理器機購入助成 コンポスターを購入した市民に対し、税抜価格2,000までを助成（平成18年度開始、平成20年度は500人募集） (3)ダンボール箱・密閉式容器生ごみ堆肥化セット購入助成 市内の環境、福祉団体等に提供場所を設け、ダンボール箱生ごみ堆肥化セットは200円、密閉式容器生ごみ堆肥化セットは500円で市民に提供する（前年度購入していない世帯は2個購入可能、平成17年度より開始、平成20年度は各1,500個提供）。</p>	<p>助成数の拡大を検討していく。</p>	<p>環境局環境事業部ごみ減量推進課</p>
<p>・生ごみについて リサイクル・パートナーシップ制度を拡大したモデル地区を設定し、三笠方式を取り入れて、生ごみ堆肥化を図る。</p>	<p>町内会等の地域グループによって自主的に集められた生ごみを市が週1回収し、堆肥化している（平成20年度開始、15グループ、500世帯募集）。</p>	<p>平成21年度以降は、平成20年度の実施結果を踏まえて、地域グループ数を増やして、本格的に実施してまいりたい。</p>	<p>環境局環境事業部ごみ減量推進課</p>
<p>・プラスチックごみについて リサイクル処理ができないものや汚れが付着しているものを燃料とする。</p>	<p>製品プラスチックは「燃やせないごみ」、容器包装プラスチックでも汚れが付着しているものは、「燃やせるごみ」として収集し、処理をしている。</p>	<p>平成20年3月に策定した「スリムシティさっぽろ計画」に基づき、製品プラスチックについては、収集区分を「燃やせないごみ」から「燃やせるごみ」に変更し、焼却時に発生する熱を回収して発電することでサーマルリサイクルを図っていく。</p>	<p>環境局環境事業部企画課</p>
<p>・プラスチックごみについて 有限である石油資源の枯渇を考える時、レジ袋を含むプラスチックごみの発生・排出抑制を積極的に啓蒙・啓発する。</p>	<p>他の自治体とともに、国や事業者に対して、容器包装プラスチックの発生抑制を推進する仕組みを構築するよう要望している。  マイバッグキャンペーンや各種パネル展示、イベントにおけるオリジナルマイバッグ作りを通じてレジ袋削減について普及啓発を行った。また、北海道ノーレジ袋運動を進める連絡会など、各種の機会を捉えて、事業者へレジ袋有料化の取組みへの協力を呼びかけた。これを受けて、平成20年5月21日に札幌東急ストアとレジ袋削減に向けた三者協定を締結し、6月20日より福井店において有料化の実証実験が開始された。また、取組みの拡大を図るべく8月8日にスーパー等の事業者、市民団体を対象に懇談会を開催したところ、10月以降のレジ袋有料化に向けて、10の事業者と7つの市民団体が協定参加を希望し、9月3日に協定を締結した。これにより、10月以降札幌市内161店舗において有料化が実施された。また、平成21年1月13日には、さらに2事業者が加わり、平成21年4月1日までに実施店舗は171店舗となる見込みである。</p>	<p>引き続き、国や事業者に対して、容器包装プラスチックの発生抑制を推進する仕組みを構築するよう要望していく。  レジ袋削減については、協定の拡大を目指し、今後はドラッグストア、ホームセンターなど、呼びかけを行う対象事業者を拡大する。また、引き続きイベントにおけるオリジナルマイバッグ作りや、全国の政令指定都市、東京23区等と共同で取り組んでいる「大都市減量化・資源化共同キャンペーン」を通じてマイバッグの普及啓発に取り組む。</p>	<p>環境局環境事業部企画課  環境局環境事業部ごみ減量推進課</p>

## 第6次環境保全協議会からの提言への取組み

提言	実施中の取組み	今後の対応予定	担当部局
<b>提言8 ごみ排出マナーの向上を図る</b> ・共同住宅のオーナー、管理会社に対して、入居者への分別指導をはじめルール遵守の徹底を義務付ける。	平成20年4月から施行した「札幌市ごみステーションの設置及び清潔保持等に関する要綱」において、共同住宅の所有者等に対しては、入居者への分別指導や違反があった際の直接指導を、あっせん・仲介業者には、入居時の排出ルールの周知を義務付けている。	左記の事項等を周知するため、不動産関係業者に案内し、9月初旬に要綱の説明会を実施した。 また、10月からは、7清掃事務所に「さっぽろごみパト隊」を段階的に配置し、排出状況が悪い場合には、オーナー・管理会社等についても、個別に、改善要請や指導を行っていくこととしている。	環境局環境事業部業務課
・札幌市によるごみステーションパトロール隊を組織する。	ごみステーションへの不適正排出を防止するため、パトロール及び不適正排出者に対する指導を行う「さっぽろごみパト隊」を各清掃事務所に配置する。 平成21年度からの本格配置に備え、平成20年10月に各清掃事務所2名、計14名を先行配置する。	「さっぽろごみパト隊」は平成21年4月に59名、家庭ごみ有料化を実施する平成21年7月には110名に増員する予定である。	環境局環境事業部業務課
・ルールを守れない居住者には厳重注意し、遵守できない者にはペナルティーを課す。	「さっぽろごみパト隊」が、町内会やクリーンさっぽろ衛生推進員の協力を得ながらパトロールを実施し、不適正排出者に対する個別指導を行っている。	「さっぽろごみパト隊」によるパトロール及び違反ごみの開封調査に基づく不適正排出者への個別指導を行っていく。また、特に悪質な場合は、廃棄物処理法や条例などの規定を運用し、警察などの関係機関と連携して違反排出者に対応していく。	環境局環境事業部業務課
<b>提言9 集団資源回収の促進を徹底する</b> ・札幌市は業界に出来るだけ多くの品目収集の協力を依頼する。	古紙の品目については、新聞、雑誌といった大まかな区分のみであったことから、回収事業者と品目の詳細区分について、協議を行った。 また、集団資源回収の実施団体から回収品目の増加について相談がある場合には、品目を取扱う事業者の紹介を行っている。	古紙の品目の詳細区分については、有料化制度説明会、出前講座、ホームページなどで周知を図る。 また、資源回収事業者が取扱う品目をホームページなどで公表を行うほか、新規に資源回収を行う事業者に対して、全品目を取扱うように要請する。	環境局環境事業部ごみ減量推進課
・札幌市は集団資源回収が可能な業者の情報を町内会等に提供する。また、集団資源回収業者に町内会等に営業するよう要請する。	清掃ホームページに集団資源回収登録業者名簿を掲載している。	回収業者と連携し、未実施地区の団体に対して参加の呼びかけを行う。	環境局環境事業部ごみ減量推進課
・奨励金の増額を検討する。	現在、実施団体向けに2円/kgの奨励金を交付している。	平成21年度に、現行で2円/kgの実施団体向け奨励金単価を3円/kgに増額。	環境局環境事業部ごみ減量推進課